

会議の経過

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 会長の選出

審査会の会長が選出されていないため、会長選出までの間、事務局（市政情報課長）が会議を進行し、会長の選出について、立候補又は指名推薦を求めた。土屋委員を会長に推薦する意見があり、異議なく承認された。土屋会長から職務代理者として倉島委員が指名された。

(2) 個人情報保護制度 令和5年度改正について

説明員 （個人情報保護制度 令和5年度改正について、資料1-1、資料1-2により説明）

委 員 情報公開の不開示情報についての改正点は、どういうものか。

説明員 精査しているところではあるが、国の情報公開法を参考にしながらすり合わせを行うものである。

委 員 どんな改正があると想定しているか。個人情報についての規定か。

説明員 具体的に想定しているものはない。

都道府県と政令指定都市については、自治体が保有している個人情報を匿名化し、個人には辿り着けないようにして、純粋なデータとしてだけ活用できるという「匿名加工情報」の提案制度の導入が義務化されたことから、その匿名加工情報に関する規定を不開示情報として追加することが見込まれる。

当市は義務化の対象ではないため、この点については想定がない。

委員 国の個人情報保護委員会のもとに、地方公共団体の個々の事案について検討する地方支部的なものが作られるのか。

説明員 そのような話が出ていない。

条文の解釈について国の個人情報保護委員会へ問合せができ、その上で個別判断については各地方公共団体で、というような形になるものと予想している。

委員 国の考えとしては、本人の情報開示や代理人の確認など、今まで審議会で扱っていたことはできなくなるということによいか。

説明員 国から出されたガイドラインによると、「許容されない」という書き方がされている。

今後は、法令解釈について国の個人情報保護委員会にアドバイスを受け、その上で自治体側が責任をもって判断することになるものと見込んでいる。

説明員 (条例化に当たっての検討事項について、資料1-3により説明)

委員 2任意事項の(5)個人情報保護審査会への諮問事項について

「(1) 条例に規定する内容を大幅に変更するとき。」とあるが「大幅に」と限定した趣旨は。

説明員 国の助言に縛られてしまい、市の審査会の諮問・答申があっても反映できない部分も出てくるため、限定した。

「大幅に」の例としては、国の助言に縛られない部分で、例えば、費用負担を実費ではなく手数料にする場合が考えられる。

委員 「大幅に」では、解釈に幅がある。

条例の改正については、常に審査会に諮るとしておけば、常に諮問されるので、審査会が意見を述べることもできる。

日高市では、過去に個人情報保護制度の運用が問題になったことはないので、実際には支障はないかもしれない。

しかし、そもそも審議会という仕組みは、行政に全て任せておけば安心というのではなく、専門家の意見を聞く場を設けるということをやっておけば、市が独断で行うよりも実質的にも形式的にも害

が少ないだろうということで作られている。

それを踏まえると、諮問する側が、諮問をする前段階で「大幅かどうか」の判断をするとなると、審議会としては何も言えなくなってしまう。

もちろん、条例改正が頻繁にあるとか、条例を改正するたびに審議会に諮問していると迅速な対応ができなくなってしまうというような状況があるのであれば、これも仕方ないという考えもありえる。

しかし、条例の改正は頻繁にあるわけではないであろうし、諮問を必要とすると対応が滞るということもないだろう。

だとすれば、「大幅な」というような制限を設けず、条例の改正をする際には諮問するということにおいたほうがスッキリするように思う。

委員 今までは、各地方公共団体で、個別事案について審議会等が報告を受けて、自由に意見が述べられるという制度設計になっていたが、今回の一元化により今後はそれができなくなるという点は、市民にとってはマイナス。

この点をケアしていくことが今回の条例制定のポイントになる。

その点で「(2) その他専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要になったとき。」の規定の仕方はよい。

今後は、この規定を柔軟に解釈し、懸念があれば幅広く審査会に諮問するという形で、うまく運用して行ってほしい。

会長 このような意見があったとのことでよろしくお願ひしたい。

(注) その他の検討事項については、意見は出なかった。

(3) 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

ア 情報公開制度の運用状況

説明員 (令和3年度・令和4年度の情報公開制度の運用状況について、資料2-1、2-2により説明)

委員 令和4年度の情報公開の8番「市職員の月別時間外勤務時間がわかる資料」について

市職員というのは、全体で時間外勤務がどれくらいあったのかということか。それとも個別の市職員についてなのか。

個別の職員ということになると、公務員といっても個人情報あるいは不開示情報に該当し、「それを公開することになると市政に影響がある」として公開しないとする余地があるかもしれない。

全体であれば問題ないと思う。

説明員 個別の職員ではなく、職員全体で課ごとの時間外勤務についてである。

委員 それならば問題ないと判断したということか。

説明員 そのとおり。

委員 新型コロナウイルス関係の論文や資料の請求が文書不存在で非開示となったものが複数あるが、論文や資料のようなものは何もないのか。

説明員 市では持ち合わせていない。

委員 18番・25番・32番の判決文の正本については、それぞれ別々の学者からか。

説明員 全てが学者ではないが、学者のほか市外の関心がある方からの請求があった。

委員 どういった内容の裁判なのか。

説明員 市の条例では、太陽光発電設備を設置するに当たっては、市長の同意が必要になる。

ただし、当市は遠足の聖地をうたっていることもあり、景観上の理由などから、同意しない規制区域を設けている。

そこで、同意を与えないことは財産権の侵害に当たるとして、権利確認の訴訟が起こされたという状況である。

条例の定めは、あくまでも同意・不同意ということで、処分性があるわけではない。

判決としても、結果的には、却下された。

説明員 5月末に判決があり、その後控訴もされなかったもので、そのままの内容で判決が確定している。

イ 個人情報保護制度の運用状況

説明員 （令和3年度・令和4年度の個人情報保護制度の運用状況について、資料2-3、2-4により説明）

委員 令和4年度の2番の非公開部分についての内容で、「③施設名とその代表者名」が非開示になっているが、施設内でトラブルなどがあったということなのか。

説明員 このケースでは、DVの相談者は一旦シェルターに避難しているが、シェルターに関する情報は、一切公表できないので、非公開とした。

4 その他

※ 非公開の議題 1件

5 閉会